

広尾町部活動外部講師派遣事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、広尾町立広尾中学校（以下「中学校」）における部活動の指導体制の充実及び部活動の資質向上を図るため、中学校に対し、広尾町教育委員会（以下「町教委」という。）が委嘱した部活動外部講師（以下「外部講師」という。）を派遣することに関する事項を定める。

(講師)

第2条 外部講師は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 当該種目の実技指導について堪能であり、かつ安全指導のできる指導者であること。
- (2) スポーツ団体及び文化団体の協力を得て、日によって指導者が代わる場合は、その一人一人について前号に該当すること。
- (3) 国公立諸学校職員以外の指導者であること。
- (4) 部活動顧問の部活動管理、運営に協力できる指導者であること。
- (5) 適正な部活動指導が可能と判断できる資格等を有する者(以下「有資格者」という。)であること。

(部活動顧問)

第3条 部活動顧問は、外部講師の指導中は、必ず部活動に参加すること。ただし、学校長の許可のもと外部講師の単独指導が認められている場合は、その限りではない。

(職務)

第4条 外部講師は、中学校の部活動において、学校長の監督を受け、広尾町部活動指導方針に従い、次に掲げる職務に従事する。なお、外部講師が配置される場合であっても、これらの職務を教諭等が行うことを妨げない。

- (1) 実技及び安全に関する知識の指導を行う。
- (2) 事故が発生した場合の応急手当等を行い、必ず教職員等に報告する。また、いじめや暴力行為等の事案が発生した場合は、速やかに教職員等に報告し、その対応は学校が行う。
- (3) その他学校長が必要と認めるものを行う。
- (4) 学校長の許可を得た場合に限り、学校施設内での単独指導を可能とする。休日や長期休業中の指導においても同様とする。大会や対外練習試合等の単独引率においても同様とする。

(服務)

第5条 外部講師は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。また、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(指導時間)

第6条 指導時間は、平日はおおむね2時間以内、休日はおおむね3時間以内とする。対外試合等への随行も当事業の対象とする。

また、年間の指導時間は、予算の範囲内での時間数とする。

(謝金)

第7条 外部講師への謝金は、有資格者が1時間1,600円とし、町教委が負担する。指導に係る保険加入経費も同様に町教委が負担する。

(派遣申請)

第8条 外部講師の派遣を希望する学校長は、部活動外部講師派遣申請書（様式1）を町教委へ提出すること。

（派遣決定）

第9条 町教委は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、学校長に対し部活動外部講師派遣決定通知書（様式2）を交付し、外部講師に対し委嘱状を交付する。

（実績報告）

第10条 学校長は、毎月の部活動外部講師派遣実績報告書（様式3）を翌月速やかに町教委へ提出すること。

2 学校長は、外部講師が万一事故等により指導ができなくなったときは、速やかに町教委へ報告すること。

（謝金支払）

第11条 町教委は、学校長から前条の報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、毎月末日までに謝金を支払う。

（任期）

第12条 外部講師の任期は、派遣決定した日の属する年度の最終日までとする。ただし、再派遣を妨げない。

（解職）

第13条 町教委は、外部講師が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを解職することができる。

（1）心身の故障等により、職務に耐えられなくなった場合

（2）外部講師としての適格性を欠くと認めた場合

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町教委が別に定める。

附則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。